

令和3年度12月期福岡家庭裁判所委員会結果要旨

1 開催日時

令和3年12月10日（金）午後1時30分

2 場 所

福岡家庭裁判所431号共用室

3 出席委員

相原わかば委員、青木治委員、小田島靖人委員、河原誉子委員、知名健太郎定信委員、中村秀郷委員、永松健幹委員、中牟田博章委員、那須重人委員、野島秀夫委員、原口智吉委員、久留百合子委員、藤田雄飛委員、瀧ノ上将孝委員、船津邦比古委員（五十音順）

4 事務担当者

堀士郎家事首席書記官、佐々木昭広次席家裁調査官、谷内秀幸少年次席書記官、花守英二事務局長、永野秀治事務局次長、小田将士総務課長、佐藤貴司会計課長

5 テーマ

「コロナ禍における家庭裁判所の運営上の工夫～時代に即した福岡家裁の広報のあり方について」

6 議事概要

(1) 開会

(2) 中牟田委員長代理あいさつ

(3) 新任委員自己紹介

(4) 意見交換

(5) 次回テーマ

「家事調停事件におけるウェブ会議の試行について（仮）」

(6) 次回期日

令和4年6月10日午後1時30分

7 意見交換結果(要旨)

(以下、発言者は、◎委員長代理、○委員、◇事務担当で略記する。)

◎ まずは、学生に、「裁判所」を就職先として認知してもらうためにはどうすればよいか、という点から御意見を伺いたい。

○ 家庭裁判所調査官の職務を紹介したビデオや福岡家裁の採用説明会の動画は YouTube に掲載されているか。されているのであれば、著作権フリーにしていれば、YouTube 動画を学生に配信した上で、それをオンデマンドにして授業課題にすることができ、学生の認知度も上がるのであるが。

◇ 家庭裁判所調査官の職務を紹介したビデオはフェイスブックに掲載している。裁判所ウェブサイトの採用広報のコンテンツでも動画を視聴することができる。

業務説明会などの採用広報については、裁判所ウェブサイト以案内しているところもあるが、YouTube には現時点では掲載されていない。

動画の著作権については、利用申請をしていただいた上で判断させていただくことになる。

○ 福岡家裁で実施している説明会も撮影し、動画配信できないか。

説明会に申し込みをして聞きに行くとなると、学生からするとハードルが高く、本当に興味がある学生しか行かない。まずは、説明会等を撮影して動画配信をし、広く学生が視聴できるようすることが、多くの学生に就職先として裁判所を認知してもらう効果的な方法だと思う。

◇ 現在動画配信しているのは最高裁判所のみであり、各地の裁判所において実施している説明会等の動画配信はしていない。

ご指摘のとおり、実施した説明会等を各地の裁判所で動画配信出来れば、より効果的な広報活動ができると考えているので、可能な範囲で

取り組みたいと思う。

- 大学生でSNSとしてフェイスブックをしている人はどんどん減っている。Twitterの方が情報拡散するので、より効果的だと思う。福岡家裁などの各地の説明会の案内も、各裁判所がSNSに掲載していった方がいいのではないかな。

法務省保護局では、各地の「社会を明るくする運動」の行事を各都道府県にある保護観察所でどんどんTwitterで配信している。

裁判所も都道府県単位でTwitterなどに配信すればよいのではないかな。

私の担当授業の中には100名程度の学生が登録し、その半分が心理学を専攻しているものがあるので、裁判所の方に採用説明に来ていただくことも可能である。そして、その説明内容を録画すれば、後日授業で活用することもできるし、オンデマンドの授業で課題として流すこともできる。

- 新聞社も採用活動が大変である。新聞社であればテレビ局や出版社が競合先となるが、裁判所においても競合先といったものはあるのかな。
- ◇ 法律を勉強している学生であれば検察庁が競合先となる。また、最近受験生の地元志向の傾向が強いことから、県庁や市役所などの自治体との併願が多いと感じている。
- 大学生への出前講座を続けていることはよいと思う。

これまで5、6回、キャリア教育の一環で、職業紹介をしに高校に話をしに行く機会があった。職業紹介は、高校生にとっては大学や学部、又就職する生徒には職業の選択によい影響を与えるし、高校の先生方も、学生が漠然と大学に行くのではなく、こういう職業に就きたい、だからこういう学部を選ぶというきっかけを探されている。

今回の場合、採用広報ということであるが、そもそも、こういう職業

があるといったことを若い人たちにアピールしていくことが大事である。裁判官という職業であればすぐにわかるけれども、家庭裁判所調査官となると、私もどういう職業なのか以前は知らなかった。

職業紹介は、採用にはすぐにはつながらないかもしれないが、キャリア教育という意味で、大学のみならず高校にも裁判所の職員を派遣して話をされてはいかがか。特に、裁判所は高卒の方も採用されているので、高校にも積極的に広報活動を行ってはいかがか。

◇ 福岡家裁では、今まで大学にしか広報活動に行っていなかった。高校生に対する講義のみならず、法教育の観点から小中学校も含めた一般広報についても検討していきたい。

○ 出前講義は講義内容の具体性も高く、学生の関心も集められる非常によい場である。ただ一方で、学生側からすると、単位登録して講義を受けるとなると、かなりハードルが高く、この時点で受講する学生の数が極端に減っているのではないかと思う。そういう意味では授業だけでなく、相談会の場も設け、相談会と授業を重ねるような仕組みを大学側の担当者と協力して考えていただくと、受講生も増え、より効果的に学生に働きかけられるのではないか。

九州大学の教育学部に限って言えば、教員を養成している学部ではないということもあって、専門職への就職を希望している学生はかなり多い。心理学と教育学を専門に学んでいる学生たちが大半であり、実際、専門職へ就職する学生が多い。この辺りの潜在的希望者に、「裁判所」という就職先をどうアピールし、どう働きかけていくのかが課題だと思われる。

また、大学における説明会等を告知する場合は、個人的なつながりのある教授たちに依頼するのではなく、教務課とか学部長宛てに依頼をすると、学部全体として組織として認識し、対応が可能となるので、そ

ういった点も留意して、大学にコンタクトを取っていただければ、大学としても、より学生への働きかけができると思う。また、裁判所ということもあり、法学部においては、ある程度、組織としてそういった情報が共有されているかと思われるが、教育学部においては、あまりそういった情報が共有されていないように思われるので、そういったところも意識してコンタクトを取っていただけるとよいのではないかと思う。

◇ 依頼やコンタクトの方法については、検討していきたい。

○ 警察が行っている主な採用募集案内についてご紹介すると、まず7大学において授業・講義を行っている。少年非行の現状、警察の活動状況等を講義して、警察の仕事に対して興味を持ってもらうことが受験に繋がると考えているからである。

また、警察職員の若手の中から、リクルーターを指定し、出身大学に赴いて、後輩に直接会って、警察の仕事の話をしたり、受験を勧めたりするなどしてもらっている。一次試験合格後のフォローアップも重要であるため、リクルーターたちに、一次試験合格者が二次試験を確実に受けてくれるよう、フォローアップもさせている。

少年警察学生ボランティアによる、非行少年の健全育成に関して、非行少年や被害を受けた少年に対する、学習支援や体験活動への参加も、警察官と一緒に活動するため、警察の活動をよく理解できるので、警察官の受験希望につながっているようである。

◎ 採用に際しての公平性は重要であるが、リクルーターを指定して、積極的に採用広報を行っているという点はとても参考になった。

少年警察の関係で、ボランティア活動をしている組織は県警独自で行っているのか。

○ 警察の外郭団体があり、そこでボランティア学生を募っている。

実際には、県警本部少年課や各警察署の少年課が大学生のボランテ

ィアと一緒に活動している。例えば、非行少年と実際に会って、勉強を教えたり、非行少年が農園体験や乗馬体験をする際に、大学生ボランティアに、お兄さん・お姉さんのような立場で来てもらったりしている。

◎ ウィズコロナという考え方の中で、採用広報活動は、今後、どのように工夫していくべきかご意見を伺いたい。また、今後の採用広報活動は、オンラインと対面型、その時の状況に応じて並行的に行っていくことになるが、大学、民間企業その他の官庁等において、コロナ禍の前後で採用広報活動にどのような違いがあるのか、また、今後の方向性についてどうお考えなのか、伺いたい。

○ オンライン授業では、パワーポイント等に音声を吹き込んで、自分の YouTube のアカウントでアップして、学生が一定の期間見られる状態にするパターンと、ライブ配信で、この時間帯に zoom で全員参加しなさいというパターンがある。

zoom で参加させる場合は、グループごとに討議を 2 回くらい行わせている。

オンデマンドで動画を見させる場合は、その動画の著作権がフリーなのであれば、YouTube に当該動画を張り付けて、音声を吹き込んだパワーポイントによる授業を 50 分、当該動画を 20 分視聴させて、レポートを作成させるといったことをしている。

また、採用広報について、地方上級試験、県庁や政令指定都市を受験する学生の 7 割くらいは、受験予備校を利用しているので、受験予備校に直接、採用広報をすることにより、県庁や政令指定都市の受験しか考えていない学生が、受験先としての裁判所に気付くきっかけになるのではないかと。

◇ 受験予備校での業務説明会は実施しているが、その様子を映して YouTube にアップするということができていない。福岡家裁の活動を撮

影して、動画を配信するというところには至っていないというのが現状である。

- 国家公務員の総合職を受験する学生の受験パターンはほぼ定型化されている。そのパターンに裁判所の試験日程が埋め込まれるように工夫すればいいのではないか。
- zoom は相互方向だが、ウェビナーは情報を伝達するだけなので、オンデマンドと zoom の間くらいで、大量の情報を伝達する場合はウェビナーの方が扱いやすい。また、自分のビデオをオンにしたくないという学生も多いので、話を聞きたいだけ、という学生にはウェビナーの方が向いている。

zoom のオンラインにした場合は、どちらも同じ時間に参加していないといけませんが、ウェビナーはオンタイムで一方向的に話すことができるし、質問はチャットやテキストで行える。

- 参加者が100人以上であれば、ウェビナーが向いている。
- 参加者、つまり見ている側の心理的負担が低いのはウェビナーである。
- 確かに、業務説明会の内容にもよるが、参加者同士の顔が見えるのはどうなのかと思った。参加する人の心理的ハードルが上がるのではないかと思う。グループを作ってディスカッションしたり、ケーススタディを体験したりする場合は、参加者同士の顔が見られた方がよいのであろうが、説明を聞くだけであれば、画像をオフにして参加することをスタンダードにした方が参加しやすいと思う。
- ◎ いずれも有益なご意見であり、参考にさせていただく。次に裁判所の一般広報活動は、裁判所のことを知ってもらって、司法への理解や信頼を高めてもらう機会であるとともに、将来の採用広報につながる側面も有している。この点も踏まえ、裁判所の一般広報活動は、どうあ

るべきかご意見を伺いたい。

- 裁判所というところが、どうしても一般市民の人からすると、どういったことをしているのかイメージがわからない。

同じように、司法書士も一般市民の人からすると弁護士とどう違うのかとか、行政書士とどう違うのかとよく聞かれる。そこで、司法書士会の取組として、高校で法教育セミナーを行い、司法書士という職業がどういったものか、という点からも広報活動をしている。

地道な活動ではあるけれど、ターゲットを受験生に絞ることなく、広く一般的に行っていくことも重要ではないか。

以前、裁判官が参加していたシンポジウムが YouTube にアップされ、一定期間視聴することができたが、このような活動は、一般市民からすると、裁判所との距離感がすごく近くなると個人的には思った。

こういった取り組みをすることが、最終的には市民との距離感を近くすることにつながるし、裁判所がどういった組織かも広く伝えることができるのではないか。

- 裁判官が参加する広報活動は今後も続けていきたい。
- 裁判所では難しいのかもしれないが、職員の密着取材や警察 24 時のような取材を通じての広報活動はいかがか。

先日も、少年課のサポートセンター職員が密着取材を受けたが、翌日、全国から少年課のサポートセンターの職員になるためにはどうすればいいのか、といった問い合わせの電話が多数あり、やはり新聞、テレビ、マスメディアの影響は大きい。特に密着取材といったものは、反響がものすごく大きいため、よいのではないか。

- 密着取材の話が出たが、確かに家庭裁判所の調査官がどのような仕事をしているのだろうと素朴な疑問がある。メディアから裁判所の方

に取材依頼があったら、積極的に応じるとか、家庭裁判所がどういったところか知られる努力をもっとした方がよいのではないか。メディアサイドから見ると、裁判所というと判決だけを報道するというイメージがあり、先入観もあるが、裁判所に取材を依頼しても断られるだろうという共通認識がある。

- 先ほどの密着取材では、個人情報保護が問題となるが、取材につき非行少年本人と親御さんに了承を得て、モザイク処理をした上で放送されている。
- さきほど裁判所からの説明スライドにあったインタビュー動画の中で、女性の職業観ややりがいなどが述べられていて、非常に良いなと思った。

性別は関係ないのかもしれないが、ロールモデル的な方がメディアに出ると、親しみがわくし、ああいう風になりたいな、と思ってくれる人が増えると思う。

ワークライフバランスについても、もっと積極的にアピールすべきと思った。

- ◎ 個人情報の保護など整理すべき課題も多いが、興味深いご意見をありがとうございました。裁判所では調査官補の成長を描いた小説を執筆されている方と家裁調査官が対談した映像をフェイスブックに掲載しているが、まさにロールモデル的な職員であり、裁判所としては、こういう人をもっと活用していきたい。